

医療法人並木会 女性活躍推進対策

行 動 計 画（第2回）

すべての職員が女性活躍推進法の趣旨を理解・共有し、女性がより長く就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和元年 8月 1日から令和5年 7月31日の4年間

2. 課 題

(1) 事務職の女性の平均勤続年数が男性と比較して短い。

(2) コメディカル職の平均勤続年数が男性と比較して短い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目 標 1：事務職の女性の平均勤続年数を12年以上とする

<取組内容>

- ・令和元年8月～ 管理職を対象として、女性活躍推進法の趣旨についての研修を実施し、周知を行う。
- ・令和2年8月～ 各職場の事務職の意見集約を行い、改善点をまとめる。
- ・令和3年8月～ 各職場の要望をまとめ、産前産後・育児休暇など利用可能な両立支援制度の周知を行う。

目 標 2：コメディカル職の女性の平均勤続年数を8年以上とする

<取組内容>

- ・令和元年8月～ 管理職を対象として、女性活躍推進法の趣旨についての研修を実施し、周知を行う。
- ・令和2年8月～ 各職場のコメディカル職の意見集約を行い、改善点をまとめる。
- ・令和3年8月～ 各職場の要望をまとめ、産前産後・育児休暇など利用可能な両立支援制度の周知を行う。